

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一
(同) 一

規 則

号 外 (二) 平 成 二 十 四 年 六 月 二 十 九 日

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表ぎふ清流国体推進局の項中「二二一人」を「二二〇人」に改め、同表中

計	三、六九六人	を	計	三、六九
---	--------	---	---	------

五人に改め、同表合計の項中「三、七八三人」を「三、七八二人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる
ときは翌日)

平 成 二 十 四 年 六 月 二 十 九 日

岐阜県規則第五十二号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項の表総務企画課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 ぎふ清流国体及びぎふ清流大会に係る市町村等との連携及び調整に関すること。

第十三条の二第一項の表連携振興課の項を削り、同条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

第十五条中「連携振興課」を削る。

附則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社